

南島原市選挙管理委員会告示第 61 号

令和 8 年 6 月 22 日に提起された令和 8 年 6 月 14 日執行の南島原市議会議員一般選挙における当選の効力に関する異議の申出に対して、別紙のとおり決定したので、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 215 条の規定により告示する。

令和 8 年 7 月 13 日

南島原市選挙管理委員会
委員長 山平 進



決 定 書

異議申出人 永池 充宏

上記異議申出人（以下「申出人」という。）から令和 8 年 6 月 22 日付けで提起された令和 8 年 6 月 14 日執行の南島原市議会議員一般選挙（以下「本件選挙」という。）の当選の効力に関する異議の申出（以下「本件異議申出」という。）について、当委員会は次のとおり決定する。

主 文

本件異議の申出を棄却する。

1 異議申出の趣旨

申出人は、本件選挙において、投票用紙の再点検により再精査を行い最下位当選人の当選を無効とする決定を求めるものである。

2 異議申出の理由

申出人の本件異議申出の理由は次のとおりである。

- （1）最下位当選人を、次点である申出人の得票差に差がなく、同数であり、無効投票とされた投票用紙のうち、少なくとも 1 票（以下「当該票」という。）は申出人に対する有効投票であった。
- （2）当該票の 1 文字目は、「な」と判読しうるものであった。申出人に対する有効票とされない場合であっても、本件選挙における候補者うち「な」の文字がつく者は「中村のりやす」候補と申出人のみであることから、それぞれの有効得票数に按分し、加算されるべきである。

補足

申出人は次の資料を交付するよう求めている。

- 1 本件選挙における開票事務において無効票とされた投票用紙 225 枚の写し
- 2 本件選挙における開票事務において作成された、選挙録写し（投票立会人の署名押印のあるもの）

決 定 の 理 由

1 異議申出の要件

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号。以下「法」という）第 206 条第 1 項の規定による当選の効力に関する異議申出は、本件選挙にかかる当選人の告示日である令和 8 年 6 月 15 日から 14 日以内である同年 6 月 22 日に本件選挙にかかる当選の無効を求めてなされたものであり、適法に行われたものであるので、当委員会はこれを受理し、厳正かつ慎重に審理をおこなった。

2 当委員会の判断

審理結果は次のとおりである。

異議申出の理由（１）及び（２）については、甲第 1 号証による当該票の 1 票に対しておこなわれたものである。無効投票をどう扱うかによって得票数に影響を与えることから、本件選挙における得票数の算定に違法があったかについて検討する。

本市の、本件選挙における開票事務については、開票は全ての投票用紙を読取分類機により分類し、完全有効票は候補者別に分類し、白紙投票、按分投票、無効投票、疑問投票に分類される。完全有効投票は、点検係において、他候補との混入、疑問投票、裏に他事記載がないかなど 1 票 1 票再点検を行い、計数係において 2 台の計数機を用いて 100 票束を 3 回確認し、再度第 2 点検係で他候補者との混入等がないか確認のうえ、選挙立会人に回付している。白紙投票、按分投票、無効投票は疑問審査係、無効審査係で審議を行い、明らかに無効投票と判定できる投票以外は、文字が不明瞭な投票も含め、無効投票、疑問投票、按分投票に個人的見解によることなく、複数人で慎重に審査にあたり、有効投票と無効投票に分類後、そのすべての投票を選挙立会人が目視により確認し、加えて判断した理由を担当者が説明し回付した。選挙立会人の意見については、選挙長が選挙立会人の意見を聞き、最終的に選挙長がその効力を決定するという手続きのもと厳正に行われた。

疑問票の有効と採れる票、無効と採れる票については審議をつくした後、十分な時間をとって選挙立会人の意見を聞いたうえ、最終的に選挙長がその効力を決定しており、得票数の算定及び当選人の決定にあたり違法があったとは認められない。申出人が主張する当該票についても、同じく選挙立会人の意見を踏まえ、選挙長の考えを選挙立会人に説明した後、再度選挙立会人の意見を求めたが、選挙立会人からの意見はなかった。

また（２）の按分について、法第 68 条の 2 の規定は、同一の氏名、氏又は名の公職の候補者が 2 人以上ある場合において、その氏名、氏又は名のみ記載した投票は、有効とするとあり、有効投票数に応じて按分するものとなっており、本件選挙において按分の対象となっていないことから、得票数の変動はないものと判断する。

以上のことから改めて本件選挙に係る票の再点検は必要ないと判断する。

また補足にかかる無効票とされた投票用紙 225 枚の写しの交付について、法及び同法施行

令は、投票用紙を公開することについて明文をもって禁止していないものの、同法第 52 条、第 71 条及び同法施行令第 76 条の規定並びに憲法第 15 条第 4 項「すべての選挙における投票の秘密は、これを侵してはならない。選挙人は、その選択に関し公的にも私的にも責任を問われない。」の趣旨に鑑みると、当委員会は封印を解いて投票用紙写しを交付することを認めないと判断する。

あわせて、投票用紙写しの交付について南島原市情報公開条例（平成 18 年 3 月 31 日条例第 10 号）第 7 条第 1 項第 7 号における法令等の定めるところにより、公にすることができないとされている情報に該当すると判断した。

また、本件選挙にかかる選挙録写しの交付については、南島原市情報公開条例に基づき開示請求を行うべきもので本件異議申出に対して開示は行わない。

よって、当委員会は法第 216 条第 1 項で準用する行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 45 条第 2 項の規定により、主文のとおり決定する。

令和 8 年 7 月 13 日

南島原市選挙管理委員会

委員長 山平 進



教 示

この決定に不服がある者は、この決定書の交付を受けた日又は法第 215 条の規定による告示の日から 21 日以内に、文書で長崎県選挙管理委員会に審査を申し立てることができる。